

研 究 科	専 攻 ・ 学 域	学 修 番 号

住 民 票
除かれた住民票 記載事項証明書

下記の太枠内に記入してください。

① 住 所				④ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄 (氏名)
② 氏 名		③ 生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	(続柄)
⑤ 当該区市町村の住民と なった日 昭和 平成 令和 年 月 日			⑥ 他の区市町村へ転出し た日 平成 令和 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

(区市町村長名)

印

(都内の区市町村へのお願い)

本学では、入学料について、本人、配偶者、一親等の親族のいずれかが2024年10月1日から引き続き都内に居住している場合には優遇措置があり、この認定のために、「住民となった日」が必要です。お手数ですが、上記記載事項のご証明をお願いいたします。

入学料の「都民の認定」を受ける場合には、入学手続き時にこの用紙（住民票「除かれた住民票」記載事項証明書）の提出が必要です。（都民以外の方は不要です。）
「入学手続きサイト 入学手続き画面登録方法P.29の記入例を確認して記入してください。」

○入学料の都民の認定

「東京都の住民」として認定(以下「都民の認定」という。)を受けるためには、合格者本人又はその者の配偶者若しくは一親等の親族が、入学の日(2025年10月1日)の1年前(2024年10月1日)から引き続き都内に住所を有することが必要です。

※下記の①②いずれにも該当する場合は、①の方法により、都民の認定を受けてください。

① 合格者本人が都民の認定を受ける場合

合格者本人の「住民票記載事項証明書」により認定します。

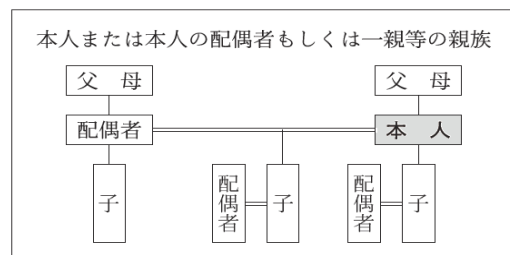
②合格者本人の配偶者又は一親等の親族が都民の認定を受ける場合

下記二点の書類の提出により認定します。

.合格者本人の配偶者又は一親等の親族の「住民票記載事項証明書」

.合格者本人との関係が記載された「戸籍謄（抄）本」

※一親等の親族とは



「住民票記載事項証明書」とは

- ・住民票に記載された事項に関する証明書のことをいいます。
- ・本学指定の用紙（この用紙）に必要事項を記入し、住所地の区市町村の住民基本台帳主管課（住民票の取扱事務をしている窓口）に請求し、証明書の交付を受けてください。その際、必ず「当該区市町村の住民となった日」が記載されているか確認してください。「住民となった日」が空欄の場合は、都民として認定することはできません。

※都民の認定を受ける場合の注意事項

●2024年10月1日以降に転居等により都内で住所の異動があった場合

2024年10月1日以前から引き続き都内に居住していても、2024年10月1日以降に都内で住所の異動（転出・転入）があった場合には、追加で下記の書類が必要になります。

（ア）現住所地の「住民票記載事項証明書」・・・・・・・・・・・・・1部

（イ）前住所地からの転出により「除かれた住民票記載事項証明書」・・・・・・・・1部

（「住民票記載事項証明書」の用紙が足りない場合は、コピーしてご使用ください。）

<都内で転居した場合の例>

2024年
10月1日

2月1日

2025年
10月1日（入学日）

①新宿区に居住 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ 転居 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ②八王子市に居住 ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

①の期間

『除かれた住民票記載事項証明書』

②の期間

『住民票記載事項証明書』

●入学手続き時に「住民票記載事項証明書」等の提出がなければ、「東京都の住民」以外の者としての入学料（282,000円）が適用されますのでご注意ください。

●東京都の住民の入学料（141,000円）を振込み、住民票記載事項証明書が入学手続き期間内に提出されなかった場合は、入学手続きが完了となりませんので、ご注意ください。